

雇用調整助成金 (能登半島地震豪雨・半島過疎臨時特例)

- ・ 令和7年1月1日より創設
- ・ 令和6年能登半島地震及び令和6年9月能登半島豪雨による被災地域能登9市町（七尾市、中能登町、羽咋市、志賀町、宝達志水町、輪島市、穴水町、珠洲市、能登町）において特例を設けます。

- ① 雇調金として新たな新特例を創設 (令和7年1月～12月)
- ② 申請ができる事業所は地域を限定します
- ③ 申請には「出向の推進に取り組む」ことが要件

令和6年12月・令和7年1月
石川労働局職業対策課
TEL 076-265-4428

1

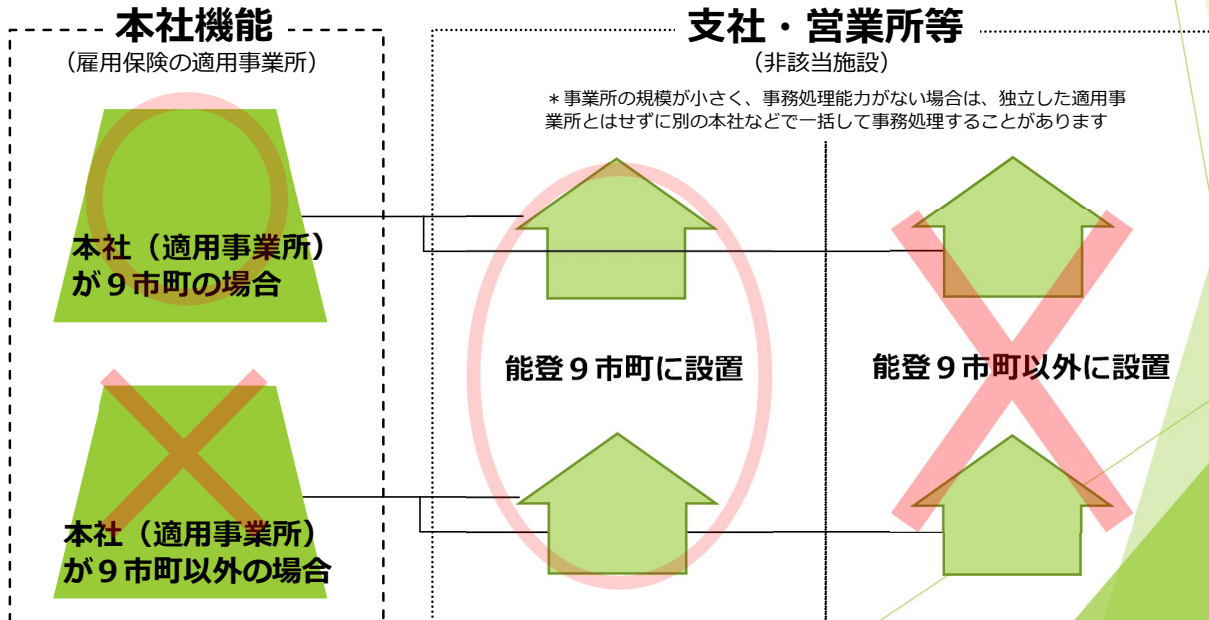
■ 新特例 (能登半島地震豪雨・半島過疎臨時特例) の内容

通常の雇用調整助成金	能登半島地震豪雨・半島過疎臨時特例
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主 <small>※事業所設置後1年未満の事業主は対象外</small>	令和6年能登半島地震及び豪雨に伴う経済上の理由により事業活動を縮小し、かつ、出向の推進に取り組む、ハローワーク七尾・輪島管内の事業所 <small>※特例利用開始時に事業所設置後1年未満の事業主も対象</small>
生産指標要件 (3か月10%以上減少)	生産指標要件の確認期間を短縮 (1か月10%以上減少)
雇用量要件 (一定規模不増)	雇用量要件を撤廃
助成率 中小: 2/3、大企業: 1/2	助成率 中小: 4/5、大企業: 2/3 (助成率を引上げ)
計画届は事前提出	計画届は事前提出 ただし、計画届の提出日が令和7年3月31日までの間にある場合は、計画届を事前に提出したものとみなし、事後提出を可能とする
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間要件を撤廃
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件を撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	1年300日 <small>※当該特例で支給した日数は3年150日には含まない</small>
休業規模要件 中小: 1/20 大企業: 1/15	中小: 1/40 大企業: 1/30 (休業規模要件を緩和)
残業相殺	残業相殺を撤廃

2

■申請ができる事業所は地域を限定します

- ・能登9市町（七尾市、中能登町、羽咋市、志賀町、宝達志水町、輪島市、穴水町、珠洲市、能登町）において特例の対象となります



3

■出向の推進に取り組むことについて

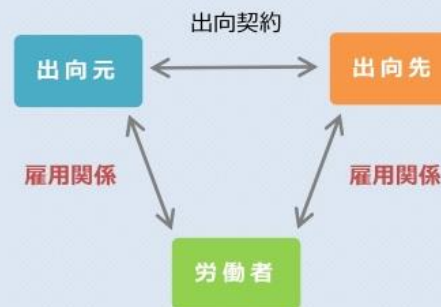
・従業員を休業させるだけでなく、**在籍型出向を**意識した**雇用維持**をご検討ください。

・在籍型出向については**産業雇用安定センター**が支援を行います。

・出向に取り組み雇用維持を行う場合「**産業雇用安定助成金**」があります

在籍型出向で 従業員の雇用を守りませんか？
人材を確保しませんか？

～雇用維持、人材確保のための在籍型出向を支援します～



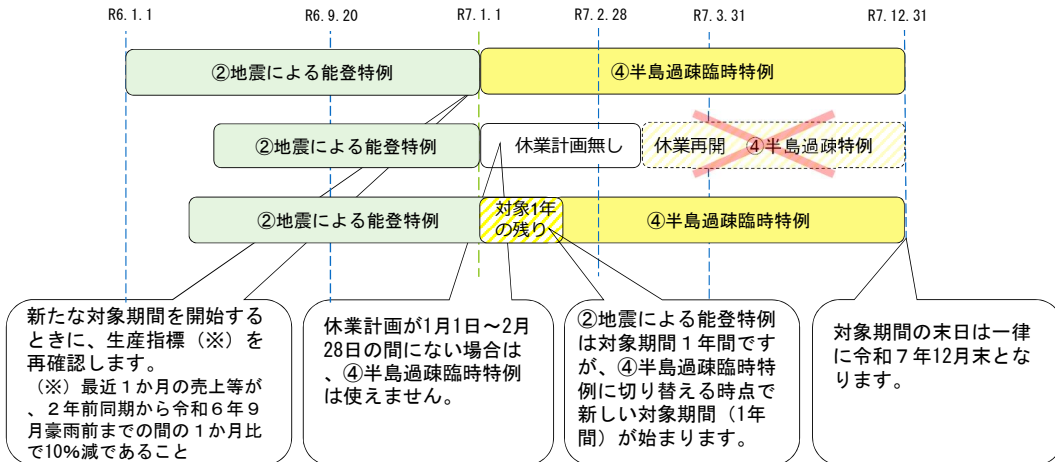
4

■従来の雇調金（能登特例）を新特例に切り替えます

- ・新特例の休業初日は1月1日～2月28日までにあること
遅くとも令和7年3月31日までに切り替えの申請をしてください。

注：便宜上各特例をこのように表示

- ①通常雇調金 ②地震による能登特例 ③豪雨特例 ④半島過疎臨時特例

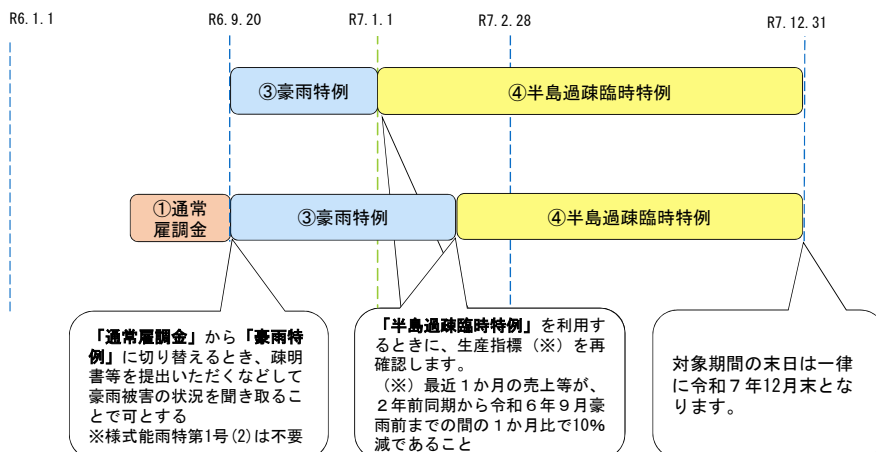


■すでに通常の雇調金を申請している場合も可

- ・令和6年9月能登豪雨（9/20～23）より前に通常雇調金又は豪雨特例を申請いただいている場合も切り替えができます

注：便宜上各特例をこのように表示

- ①通常雇調金 ②地震による能登特例 ③豪雨特例 ④半島過疎臨時特例



■ 計画届の提出について

	初回	2回目以降	申請様式番号・様式名・添付書類	備考
①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	様式新特第1号(1) 雇用調整助成金 休業等実施計画(変更)届	既に提出した内容に変更が生じた場合は事前に変更届を提出して下さい
②	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	様式新特第1号(2) 雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書(能登半島地震豪雨・半島過疎臨時特例用)	
③	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	生産指標の確認書類(月次損益計算書等)	判定基礎期間が属する月の前月又は前々月までの1か月分及びその期間の2年間同期から令和6年9月豪雨(令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨)前野1か月分
③	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	様式新特第1号(5) 雇用調整実施事業所の出向推進の状況に関する申出書	項目5を「はい」とした場合、様式新特第1号(5)に定める別紙を添付して下さい
④	<input type="checkbox"/>	※	休業協定書(写)	※失効した場合、改めて締結したものの添付が必要です
⑤	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	就業規則、給与規定等	無いときは労働局の様式:会社概要をダウンロードしてください。
⑥	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	変形労働時間制に関する協定書等	変形労働時間制、事業場みなし労働時間制又は裁量労働制をとっている場合
⑦	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	事業所概要/企業規模の確認書類(会社パンフレット、法人税確定申告書、労働者名簿、会社組織図等)	左記のうち特に企業規模がわかる資料を提出願います(中小企業か大企業かを判定します)
⑧	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	様式新特第1号(3) 計画一覧表 実績一覧表及び所定外労働等の実施状況に関する申出書	
⑨	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	様式第1号(4) 雇用調整実施事業所の雇用指標の状況に関する申出書	
⑩	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	(派遣労働者を受け入れている場合) 派遣先管理台帳	直近3か月分及び前年同期3か月分
⑪	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	年間休日カレンダー	前年度及び今年度分

※地震による能登特例の時点で既にいただいております、内容に変わりがなければ再度提出する必要はありません。

特例により不要

7

■ 相談・提出について

・申請については事業所所在地におけるハローワークで取り扱うため、以下までお問い合わせください。

石川労働局 (ハローワーク金沢・津幡分含む)	金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎5階	職業対策課 076-265-4428
ハローワーク輪島	輪島市鳳至町畠田99-3	0768-22-0325
ハローワーク能登	能登町字宇出津新港3-2-2	0768-62-1242
ハローワーク七尾	七尾市小島町西部2	0767-52-3255
ハローワーク羽咋	羽咋市南中央町キ105-6	0767-22-1241
ハローワーク白山	白山市西新町235	076-275-8533(代)
ハローワーク小松	小松市日の出町1-120	0761-24-8609
ハローワーク加賀	加賀市大聖寺菅生イ78-3	0761-72-8609

8

雇用調整実施事業所の出向推進の状況に関する申出書

本申出書は、能登半島地震豪雨・半島過疎臨時特例に係る初回の休業等実施計画（変更）届を提出するときに併せて提出してください。

出向推進の取組の状況について次のとおり申し出ます。

年 月 日 事業主 住所 〒 - 又は 名称 代理人 氏名

申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記載を、下欄に事業主の住所、名称及び氏名の記載（押印不要）を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同令第16条の3に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記載等を、下欄に申請者の記載をしてください。

労働局長 殿 (公共職業安定所長経由) 事業主 住所 〒 - 又は (提出代行者・事務代理者) 名称 社会保険労務士 氏名

(以下「はい」「いいえ」を選択してください。「いいえ」の場合は支給要件を満たしません。)

1. 管轄労働局長の求めに応じて出向の実施状況を報告するとともに、管轄労働局長による当該内容に係る調査、確認に応じることに同意する事業主である。 (はい・いいえ)

(以下「はい」「いいえ」を選択してください。いずれかに「はい」がない場合は支給要件を満たしません。)

2. 当該特例の対象期間において、出向に係るあっせんを行う機関に出向元事業主として登録を行っている事業主である。 (はい・いいえ)

3. 当該特例の対象期間において出向を実施しており、今後も継続することが見込まれる事業主である。 (はい・いいえ)

4. 当該特例の対象期間において、出向先の事業主と出向契約の締結に向けた調整を行っている事業主である。 (はい・いいえ)

5. 2～4に該当しないが、出向に適切に取り組む意思がある事業主である。 (はい・いいえ)

※5において「はい」を選択した場合、その緊要度を記載してください。

2～4に該当しないその他取組を既に行っている場合にはその内容も以下に記載してください。

(「その他取組」とは、公益財団法人産業雇用安定センターやILAC能登、商工会議所等との相談を含みます。)

緊要度 (①今すぐにも検討したい・②3ヶ月以内には検討したい・③その他)

具体的な内容

注意

2～5の該当する次のいずれかの添付書類とともに、本申出書を提出してください。

(2～5全てに該当したとしても添付書類は2～5いずれかに応じたもののみで差し支えありません。)

- ・ 2に該当する場合 (添付書類)

⇒公益財団法人産業雇用安定センター等の出向に係るあっせんを行う機関に、出向元事業主としての登録を行っていることが分かる任意の書類

- ・ 3に該当する場合 (添付書類)

⇒出向契約書の写し、雇用調整助成金の出向に係る計画届の写し、産業雇用安定助成金に係る計画届の写しのうちいずれかの書類

- ・ 4に該当する場合 (添付書類)

⇒出向契約締結に向けた調整過程が分かる任意の書類

- ・ 5に該当する場合

⇒出向に適切に取り組む意思があることを確認するため、都道府県労働局長が求める書類である「【参考様式】出向意向に係る確認について」を併せて提出してください。

参考様式

出向意向に係る確認について

記入した情報について、在籍型出向の支援を行う機関と共有し、支援に活用することに同意します（同意いただける場合は、チェックをお願いします）。



年 月 日

事業主 住所 〒

名称

担当者

連絡先

(1) 自社事業所情報等	
①業種（必須）	
②所在地（必須）	
③出向実施予定時期（期間）	年 月 日～ 年 月 日
	(更新の可能性あり・なし)
④出向者の賃金負担の希望割合等	出向元：出向先＝ 割： 割
⑤その他要件等	
(2) 出向者対象労働者の方の情報等	
①人数	人
②主な職務経歴	
③年齢層	
④希望職種	
⑤希望就業地	
⑥その他要件等	

【ご記入にあたって】

※様式新特第1号(5)5の項目を①とお答えになった事業所は、本様式すべての項目を記載ください。

※様式新特第1号(5)5の項目を②、③とお答えになった事業所は、本様式(1)①、②の項目を記載ください。

出向意向に係る確認について（記入例）

記入した情報について、在籍型出向の支援を行う機関と共有し、支援に活用することに同意します（同意いただける場合は、チェックをお願いします）。



● 年 ● 月 ● 日	事業主	住所〒	123	-	4567
			石川県七尾市和倉町●●		
	名称	株式会社●●			
	担当者	厚労 花子			
	連絡先	123-4567-8910			

(1) 自社事業所情報等	
①業種（必須）	旅館・ホテル
②所在地（必須）	石川県七尾市市和倉町●●●
③出向実施予定時期（期間）	2025年1月1日～2025年3月31日
	(更新の可能性あり・なし)
④出向者の賃金負担の希望割合等	出向元：出向先 = 5 割： 5 割
⑤その他要件等	出向期間は3カ月を想定しており、出向実施予定時期については調整可能
(2) 出向者対象労働者の方の情報等	
①人数	5～10人
②主な職務経歴	旅館・ホテルフロント係・調理
③年齢層	30歳代：●名、40歳代：●名、50歳代●名
④希望職種	接客、経理事務、調理
⑤希望就業地	七尾市、志賀町、中能登町
⑥その他要件等	休日は平日休みを希望。

【ご記入にあたって】

※様式新特第1号(5)5の項目を①とお答えになった事業所は、本様式すべての項目を記載ください。

※様式新特第1号(5)5の項目を②、③とお答えになった事業所は、本様式(1)①、②の項目を記載ください。